

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 いじめ重大事態に関しての、事実を反する答弁について

質問要旨

本年 6 月定例会(以下、前回と呼ぶ)の、いじめ重大事態に関する私の一般質問に対し、事実に基づかない、もしくは事実を反する答弁が複数あった。これは議会軽視であり、市民に誤った情報を与えることであり、事実が判明した際には教育委員会の信用を失わせることになる行為であり、看過できない。

私たち議員が、さまざまな機会に質問する理由は、市や市教育委員会が抱える課題や問題を明らかにし、その解決に向け、市民の協力を得ながら、共に尽力するためである。その場しのぎとも捉えられるような、事実に基づかない答弁は、その流れを逆行させる。改善が遅れることで影響を受けるのは市民であり、特に立場の弱い子どもたちだ。

なお、そのようなことはないことを願うが、仮に、日本語表現のもつ曖昧さや解釈の幅を自己保身のために利用するような姿勢があるならば、特に子どもを指導する立場の教育委員会として、あり得ないことと思う。

以上の理由から、重大事態に関して事実確認を再び行うとともに、市教育委員会の姿勢を問う。本来、このようなことに時間を費やしたくないが、ここで正さなければ、答弁が信用できなくなり、一般質問の仕組みが破綻するため、問わざるを得ないものである。

1. 市長と教育長は、教育委員会が何のために存在していると考えているか。
2. 前回、重大事態の 3 要件について、「全ての学校が(学校いじめ防止基本方針に)記載しているはず。ただ、議員はそれを確認しているということなので、改めて確認する必要があると今認識した」という答弁があった。その確認の結果、答弁どおり、すべての学校の学校いじめ防止基本方針に重大事態の 3 要件が記載されていたか。
3. 前回、「専門家や有識者から重大事態として扱うよう助言を受けながら、重大事態として扱わなかった事例の件数は」という質問に対し、「そのような事例はないものと捉えている」という答弁があった。しかし私の認識では少なくとも 1 件あり、事実を反する答弁だ。これは、「専門家や有識者から助言を受けたからという理由では重大事態として扱わなかった事例はあるが、その後、別の理由により、最終的に重大事態として扱うことになった。そのため、質問に対する答弁としては、事例がないということになる」という趣旨の答弁だったということによいか。
4. 前回、重大事態については保護者会で「説明している」と答弁があった。しかし、その後、複数の保護者から、いじめ防止基本方針の説明は受けたが、重大事態の説明は受けていないという証言を得ており、これも事実と反する答弁がなされたことになる。前回の答弁は、①「重大事態について、すべての保護者会で説明している」という意味か。それとも②「重大事態について、すべてかどうかは分からないが、一部の保護者会で説明している」という意味か。それとも③「保護者会で、いじめ防止基本方針について説明するよう全校に指導している。ただし、重大事態について取り出して説明するよう指導しているわけではないし、実際に重大事態について取り出して説明がなされているかは分からない」という意味か。それとも④それ以外の意味か。もし②の場合なら、説明されている具体的な保護者会がある事実を把握した上での答弁だったか。もし③の場合なら、私が前回質問の前置きで「いじめ防止基本方針のことを説明しただけでは重大事態のことを説明したことにはならない」と説明したことを、聞き洩らしたか忘れたための答弁なのか。同じ質問を繰り返さずに済む見解を問う。
5. 前回、3 要件のことや重大事態のことを初任者研修等で説明していると答弁したが、具体的にどの研修か。
6. 市や市教育委員会の行った答弁が、事実を反することが明らかになり、その後議会で訂正がなされないケースを考える。答弁の誤りについて追及が行われ、職員がその対応に時間を費やしたり、組織としての信用を失うことで業務遂行に支障が生じたりする可能性がある。そのようなケースは内部統制の対象になるか。ならない場合、その理由と、自浄作用が働く別の仕組みの有無は。
7. 学校いじめ防止基本方針において、重大事態の記載を見直す予定はあるか。あれば、対象となる学校の範囲はどこで、どのような内容を想定し、いつ改訂する予定か。
8. 本年 7 月(と 8 月)の教育委員会定例会で、新たな重大事態が報告されている。これで市として重大事態扱いの累計は 6 件になったのか。また、ここ数年で重大事態の扱いが急増している理由は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 4 年 8 月 29 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 東京サレジオ学園北側の大規模開発について

質問要旨

本年、上水南町 4 丁目の東京サレジオ学園北側の土地約 9,200 m²がトヨタホーム株式会社に売却されることとなった。小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例(以下、条例と呼ぶ。)に従い、土地利用構想届出がなされた。その後、本年 6 月 25 日に、事業計画の概要に関する説明会が開催され、同 7 月に、周辺住民からさまざまな意見書が提出された。条例に定める手続上、今は、事業者からの見解書提出を待っている段階である。

条例第 5 条に、事業主の責務が次のとおり記載されている。「事業主は、安全で快適なまちづくりを推進するため、開発事業を行うに当たっては、その内容を都市計画マスタープランの方針に適合させ、自らも地域社会の一員としての社会的使命を自覚し、市民とともにまちづくりを行うものとする」

まさに、市民とともにまちづくりを行ってほしいという願いをもつ周辺住民が、小平市民等提案型まちづくり条例を活用し、地区まちづくり協議会設立に向け準備会を登録するなどの活動と並行して、事業者話し合いの機会を求めている。しかし、実現していない状況がある。そこで、市に質問する。

1. 条例第 5 条の、事業主の責務について、具体的に例えばどういったことをすれば、市民とともにまちづくりを行ったことになると考えるか。
2. 本年 6 月に事業者から示された構想では、袋路状道路が設けられている。その距離は市内で最長級である。大規模土地取引行為の届け出に対する市長の助言や、本年 8 月 9 日に行われた小平市土地利用審議会での答申案では、安全な避難路を確保するため、道路のネットワーク化を求めている。その根拠となる条例の施行規則別表第 6 には、道路の整備基準として「両端が他の道路に接続すること」とある。一方で、但し書きとして「市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めたときは、袋路状道路とすることができる」ともある。袋路状道路について、市長が避難及び通行の安全上支障がないと認めるのは、具体的にどういう場合か。
3. 条例第 18 条 2 項に「事業主は、前項の規定による説明を行うに当たっては、紛争の予防に努めなければならない」とある。紛争の予防に努めるとは、具体的に例えばどのような行為を想定しているか。
4. 市の都市計画課によるガイドブック「開発事業に関する説明を受けるにあたって」には、開発事業によって生じやすい住民と事業主における問題は、当事者間の自主的な話し合いにより解決することが基本であると記載されている。これは条例第 5 条の、事業者の責務に関する部分でもある。住民から求めても話し合いの機会が設けられない場合などに、市が事業者に対し、住民との話し合いの機会を設けるよう促すなど、何らかの関与は行っているか。
5. これまでに、条例が制定されてから、市で土地利用構想に係る調整会が開催された総回数は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 4 年 8 月 29 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- 2 一問一答方式

質問件名 第四小学校に設置する自閉症・情緒障害特別支援学級に関して、特に全学年で通学バスを

質問要旨

令和 3 年 9 月 30 日の小平市議会で、自閉症・情緒障害特別支援学級(以下、情緒固定級と呼ぶ。)の設置を求める請願(第 8 号)が、359 名分の署名とともに採決に付され、賛成多数により採択された。その後、教育委員会内で検討が進み、本年 8 月 16 日、小平第四小学校に情緒固定級を設置することが庁内で意思決定された。なお、その決定に先立ち、情緒固定級の利用を検討している児童・生徒の保護者等の 25 名で構成された市民団体(まんまる会)から、スクールバス運行についての要望書が、同 6 月 28 日付けで、教育委員会へ提出されている。

情緒固定級は、定員が 8 名、教育課程は通常学級の教育課程を基本とし、本人や保護者の意向に基づいて入級できる学級である。また、他の自治体では、情緒固定級に在籍しながら、一部の授業を常に通常学級で受けているという事例もある。

通常学級での学びに困難を感じる子どもたちにとって、有望な選択肢のひとつとして期待が高まっている。当初からできる限り理想的な形でスタートしていただきたく、以下質問する。

1. 本年 8 月 23 日に行われた生活文教委員会の事務報告で、教育部長から、先行実施している市の視察を行い、意見聴取してきたとの報告があった。具体的に、いつ、どの自治体に視察や意見聴取を行い、それぞれどのような形で庁内に情報共有を行ったか。
2. 同報告の資料で、情緒固定級設置校の要件として「極力、市の中心部で、最寄駅から徒歩 10 分程度に位置しており、市内全域からの通学の負担が少ないこと」が挙げられている。しかし、第四小学校は最寄りの一橋学園駅まで 1km ほどあり、児童の歩行速度では 30 分程度かかる可能性もある。この点はどのように考えて決定したか。
3. 市民団体(まんまる会)から提出されているスクールバス運行についての要望書でも、他市の事例と比較して検討がなされているように、小平市は東西に長く、交通の便を考えると、国分寺市のように、全学年でスクールバスが必要になると思うが、どうか。
4. スクールバスを走らせることになった場合、その情報についての公開は大体いつ頃になると考えるか。
5. まず小平第四小学校に在籍する児童の保護者とその地域住民に対して説明がなされる予定だが、それ以外の入級希望者も参加可能にしてほしいという声があるが、どうか。
6. 説明会と同時に校内見学会を行ってはどうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 4 年 8 月 29 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 デジター教科書の一括申請と、社会科副読本のデジター化を

質問要旨

令和 2 年 6 月の一般質問で、タブレットの導入に合わせて、デジター教科書の一括ダウンロード申請を行い、どの児童・生徒も自由にデジター教科書を選択できるようにしてはどうか、という質問をした。その答弁で、「情報端末の導入に伴う積極的な活用を検討する」とあり、また、一括申請のメリットについて、「今後、GIGA スクール構想で 1 人 1 台になった場合、ニーズがある子どもがすぐに使えるよさがある。個々それぞれがやっていると、手続的な手間もあり、それぞれ使いたいときに使えないということもある。一括でできる環境を整えていくことが重要。」とあった。

デジター教科書の導入に向けた検討状況について問う。

1. デジター教科書の一括ダウンロード申請について、検討状況、課題は。
2. 授業で使われる頻度の高い、小平市小学校社会科副読本の「わたしたちの小平市」をデジター化する費用は、事業者の見積もりでは 30 万円程度と思われる。すぐにでもデジター化してはどうか。課題は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 4 年 8 月 29 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 誤りのあるガイドライン修正と、福岡市に倣い黙食を終わりに

質問要旨

本年 8 月 23 日の生活文教委員会の事務報告において、市立学校における新型コロナウイルス感染症に係る 9 月以降の対応について、「体育の授業や登下校等では、子どもたちの心身の健康を優先し、マスクを外すよう指導します」、「マスク着用の有無により、差別や偏見が生じることがないように指導します」との報告があった。その後、保護者に同内容を含んだメールが送信されている。

これらの対応は、本年 2 月 28 日に全会一致で採択された請願第 12 号(市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求めることについて)など、かねてから求めてきたことであり、対応していただいていることは大変ありがたい。

一方で、本年 6 月定例会の一般質問でも指摘した、小平市立学校版感染症予防ガイドライン令和 4 年 6 月 7 日版の誤りについては修正される様子がなく、またその時にも指摘した、福岡市ではやめている黙食も、小平市では終わる気配がない。そこで、質問する。

1. 体育の授業や登下校時に、具体的に、どのような方法で、マスクを外す指導をするか。
2. マスク着用の有無により、差別や偏見が生じることがないように、具体的に、どのように指導するか。
3. 1 や 2 の指導が実際に実施されていることを、教育委員会としてどのように確認するか。
4. 本年 6 月定例会の一般質問で指摘したように、小平市立学校版感染症予防ガイドライン令和 4 年 6 月 7 日版の 3 ページに記載がある「エ 熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先し、登下校時や休憩時間における外遊び、屋外での教育活動においては、十分な距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。」は、文科省や厚労省が求めているものとは異なる対応であり、趣旨からしても間違っている。一方、今回の指導は、文科省や厚労省が求めているものに沿った「外すよう指導する」であるが、同ガイドラインには記載がない。この 2 点の問題が生じているのに、なぜ同ガイドラインを修正しないのか。
5. 本年 8 月 23 日の生活文教委員会事務報告で、給食について、東京都として黙食の徹底という指導があるので、黙食を継続せざるを得ないと考えている旨の発言があったが、具体的に、いつの時点の、どの文書で、そのような指導が行われているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 4 年 8 月 29 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
